

議案第52号

令和3年度日野町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 裕田 淳一

議案第53号

令和3年度日野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 谷田 淳一

議案第54号

令和3年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

議案第55号

令和3年度日野町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 塚田 淳一

議案第56号

令和3年度日野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 谷田 淳一

議案第57号

令和3年度日野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 裕田 淳一

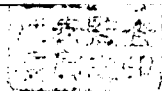
議案第58号

令和3年度日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

日野町長 塚田 淳一



令和4年8月22日

日野町長 埴田 淳一 様

日野町代表監査委員 長谷部 正人



令和3年度日野町歳入歳出決算審査について

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、令和3年度日野町一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により提出された書類について、審査した結果を別紙のとおり意見を付して提出する。

令和3年度日野町歳入歳出決算審査意見書

1 審査対象

- (1) 令和3年度 日野町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度 日野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度 日野町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度 日野町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度 日野町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度 日野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度 日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和3年度 日野町財政健全化判断比率

2 審査期間

令和4年7月19日から令和4年8月22日まで

3 審査の方法

各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、決算の計数が正確であるか、財産管理が適正に行われているか、基金が適正に管理されているか、実施された事業の成果が上がっているかなどを審査した。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき提出された書類が、適正な数値が計上され調製されているのか審査した。

4 審査の結果

- (1) 一般会計決算書、特別会計決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算書等の計数は、令和3年度中に実施した例月出納検査等も参考に審査した結果、正確であると認められる。
- (2) 財産に関する調書については、土地、建物、山林、有価証券及び出資による権利など調書の計数は正確であると認められる。
- (3) 基金は、令和3年度中に実施した、基金の運用状況などを参考に審査した結果、その計数は正確であり、基金条例に基づきその目的に沿って運用及び管理されていると認められる。
- (4) 地方公共団体の財政の健全化については、別添意見書のとおりとする。

5 監査総括意見

(1) 一般会計

令和3年度一般会計の予算額は、当初予算額 3,260,300 千円に、令和2年度から令和3年度に繰越した 588,017 千円を加え、補正予算で 1,870,180 千円を増額し、予算現額は、5,718,497 千円で、昨年度と比較すると 984,602 千円増加している。

決算では、翌年度へ繰越すべき財源 4,920,000 円を除いた実質収支が、117,882,479 円と黒字決算で概ね良好である。

しかしながら、不用額は、前年度決算との比較で、75,813,964 円増加し、269,373,498 円と依然として多額となっていることから、予算を編成する際には、十分に精査していただきたい。

また、執行状況によっては、減額補正するなどの対応を講じられたい。

歳入の状況は、調定額 4,469,745,017 円、収入済額 4,391,293,981 円、不納欠損額 14,000 円、収入未済額 78,437,036 円であり、収納率は 98.24%となっている。

収入未済額の内訳を見ると、個人町民税が 394,720 円、固定資産税 12,639,140 円、住宅・改良住宅使用料 2,933,793 円、災害援護資金貸付金 11,922,450 円、住宅新築資金等貸付金 50,546,933 円などが滞納分として計上されている。

災害援護資金貸付金及び住宅新築資金等貸付金の収入未済額は、合わせて 62,469,383 円となっている。滞納額は、戸別徴収等により減少してはいるものの、収入未済額全体の 79.6%を占めている状況にあり、財政に及ぼす影響も大きいので、早期の回収に努められたい。

町税では、個人町民税においては、前年度より滞納者が減少し、徴収率も上がっている。また、固定資産税においても、滞納者数、滞納額とも減少している。全体的に滞納処分や納税交渉など徴収努力の跡がうかがえる。今後も、各課の連携を十分図りながら、計画的及び積極的な徴収事務により、収納率の向上と新たな滞納者の抑制に努められたい。

また、地方交付税は、2,264,189,000 円と歳入全体の 51.6%を占めている状況で、町の最も大きな財源である。今後は人口減少やコロナ対策等により交付額も減少することが見込まれることから、事業を進める上では財源の確保に十分な注意を払われたい。

歳出の状況は、支出済額 4,268,491,502 円、令和4年度への繰越額 1,180,632,000 円、不用額は 269,373,498 円であり、繰越額を除いた執行率は 94.06%で、翌年度へ繰越すべき財源を除いた実質収支は、117,882,479 円となっている。

近年、繰越事業が増える傾向にあるが、早期発注、早期完成に努められたい。

基金については、財政調整基金 1,588,626 千円、減債基金 526,137 千円、公共施設等長寿命化基金 940,022 千円などで、前年度より 564,162 千円を積み増しされ、総額で 3,187,327 千円となっており、概ね良好である。

(2) 特別会計

①国民健康保険特別会計

令和3年度国民健康保険特別会計予算額は、当初予算額 401,403 千円に 27,631 千円を追加し、予算現額は 429,034 千円となっている。前年度と比較すると予算規模は 11,602 千円増加している。

決算での実質収支は、7,312,458 円で、概ね良好である。

歳入の状況は、調定額 431,302,110 円に対し、収入済額は 410,150,636 円、不納欠損額 0 円、収入未済額は 21,151,474 円、徴収率は 95.10%となっている。国民健康保険税については、現年度未納額は若干減少したが、滞納分未納額はわずかだが増加しているため、回収の努力をされたい。

歳出の状況は、支出済額 402,838,178 円、不用額 26,195,822 円で、執行率は 93.89%となっている。本年度は保険給付費が大幅に増加したが、今後も糖尿病、高血圧症をはじめとする生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、住民の健康管理に対する意識の高揚と検診受診の普及・啓発に努められたい。

②介護保険特別会計

令和3年度介護保険特別会計予算額は、当初予算額 628,412 千円に 27,621 千円を追加し、予算現額は 656,033 千円となっている。

決算での実質収支は、38,785,503 円である。

歳入の状況は、調定額 644,979,313 円に対し、収入済額も同額で、収納率は 100%である。

歳出の状況は、支出済額 606,193,810 円、不用額 49,839,190 円で、執行率は 92.40%となっている。今後もいきいき百歳体操など介護予防施策を推進し、給付費の抑制を図られたい。

③後期高齢者医療保険特別会計

令和3年度後期高齢者医療保険特別会計予算額は、当初予算額 55,550 千円に 211 千円を追加し、予算現額は 55,761 千円となっている。

決算での実質収支は、115,500 円で、概ね良好と認められる。

歳入の状況は、調定額 52,593,492 円に対し、収入済額も同額で、収納率は 100%である。

歳出の状況は、支出済額 52,477,992 円、不用額 3,283,008 円で、執行率は 94.11%となっている。

後期高齢者医療保険事業は、今後も保険料の完納に努めるとともに、被保険者の健康増進と医療費節減に取り組まれたい。

④簡易水道特別会計

令和3年度簡易水道特別会計予算額は、当初予算額 87,914 千円に、令和2年度から令

和3年度に繰越した 39,867 千円を加え、補正予算で 7,509 千円を減額し、予算現額は 120,272 千円となっている。

決算の状況は、必要額を一般会計から繰り入れしているため、実質収支は 0 円である。

歳入の状況は、調定額 108,272,848 円、収入済額 107,839,868 円、収納率 99.60%となっている。収入未済額は 432,980 円と昨年より若干ではあるが増加しており、引き続き徴収に努力されたい。

歳出の状況は、支出済額 107,839,868 円、不用額 12,432,132 円で、執行率は 89.66%となっており、予算執行は概ね良好である。

今後も町民の生活環境の向上を図るため、適正な管理運営に努められたい。

⑤公共下水道事業特別会計

令和 3 年度公共下水道事業特別会計予算額は、当初予算額 90,541 千円に、令和2年度から令和3年度に繰越した 10,239 千円を加え、補正予算で 9,155 千円を減額し、予算現額は、91,625 千円となっている。

決算の状況は、必要額を一般会計から繰り入れしているため、実質収支は 0 円である。

歳入の状況は、調定額 87,228,440 円、収入済額 87,099,310 円、収納率 99.85%となっている。収入未済額は、129,130 円と昨年度より若干ではあるが増加しており、引き続き徴収に努力されたい。

歳出の状況は、支出済額 87,099,310 円、不用額 4,525,690 円で、執行率は 95.06%となっており、予算執行は概ね良好である。

今後も町民の生活環境の向上を図るため、加入促進と適正な管理運営に努められたい。

⑥農業集落排水事業特別会計

令和 3 年度農業集落排水事業特別会計予算額は、当初予算額 44,055 千円から 1,608 千円を減額し、予算現額は 42,447 千円となっている。

決算の状況は、必要額を一般会計から繰り入れしているため、実質収支は 0 円である。

歳入の状況は、調定額 41,648,961 円、収入済額 41,599,101 円、収納率 99.88%の状況となっている。収入未済額は、49,860 円と昨年度より若干であるが減少しており、引き続き徴収に努力されたい。

歳出の状況は、支出済額 41,599,101 円、不用額 847,899 円で、執行率は 98.00%となっており、予算執行は概ね良好である。

今後も町民の生活環境の向上を図るため、加入促進と適正な管理運営に努められたい。

令和3年度 日野町財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	早期健全化基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 実質赤字比率	15.0%	—	—	—
② 連結実質赤字比率	20.0%	—	—	—
③ 実質公債費比率	25.0%	7.0%	6.0%	6.0%
④ 将来負担比率	350.0%	—	—	—

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質収支は黒字であり、良好と認められる。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支は黒字であり、良好と認められる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は6.0%と年々減少傾向にあり、良好と認められる。

④ 将来負担比率について

着実な基金積立などにより、マイナス数値となっており、良好と認められる。

(3) 今後の留意事項

財政的には健全化判断比率で示されているように安定化はしているが近年、過疎対策事業債を中心とした起債発行額が増加傾向にある。

特に今後は、人口減少及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、税収及び地方交付税等の減少が予測されるので、起債を財源とした事業にあっては十分注意を払われない。